

中小企業経営合理化資金保証融資

中小企業経営合理化資金保証融資の利用方法

1 目的

市内中小企業者の経営合理化に必要な資金の融通を促進し、もって本市中小企業の振興を図ることを目的とする

2 申込要件と注意点

- ・市内に1年以上居住し、同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・市町村税（市民税、固定資産税、国民健康保険税軽自動車税など）を完納している者
- ・信用保証対象業種であること。（農業・林業などは不可。）
- ・福島県信用保証協会の保証制度である「須賀川市中小企業経営合理化資金保証」を利用すること。

3 資金使途 運転資金 設備資金

4 融資限度額 1企業 1,000万円以内

5 融資期間 10年以内

6 融資利率 10年以内 年1.5%以内（固定金利）

7 信用保証 必ず信用保証を付する

8 返済方法 分割返済 ただし、短期資金（1年以内）は一括返済を認める。

9 保証人及び担保 福島県信用保証協会の定めるところによる

10 申込の際の必要書類（金融機関に提出する書類）

- ・信用保証委託申込書
- ・営業調査書
- ・決算書又は青色申告書
- ・市町村税の納税証明書
- ・許認可、登録を必要とする業種についてはその許認可証又は登録証の写し
- ・申込人及び保証人の固定資産証明書、納税証明書、所得証明書
- ・法人の場合は登記簿謄本・定款
- ・設備資金の場合は見積書等

11 補助制度

信用保証料補助（20万円限度）が適用されます。

1 利用実績の確認

保証料補助の補助実績は商工課に、利用残高は保証協会にご確認ください。

2 融資実行

福島県信用保証協会の保証制度である「須賀川市中小企業経営合理化資金保証」を必ず付与した上で融資実行してください。

3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- （1）須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- （2）補助金等交付請求書
- （3）市町村税の納税証明書（写）
- （4）信用保証書（写）